

写

2 動薬第 2409 号
令和 2 年 12 月 23 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省動物医薬品検査所長

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」等の一部改正について

平素より動物薬事行政にご協力を賜り有難うございます。

このことについて、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「各府省は、・・・緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされたことを踏まえ、押印を求める手続の見直し等のため、下記の通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしましたので、通知します。

つきましては、ご了知の上、貴会会員への周知をお願いします。

記

1. 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 動薬 A 第 418 号農林水産省動物医薬品検査所長通知）
2. 「被検定中間製品に係る試験品等の収納等について」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 動薬 A 第 419 号農林水産省動物医薬品検査所長通知）
3. 「フルオロキノロン系等製剤に係る調査等について」（平成 27 年 1 月 15 日付け 26 動薬第 3234 号農林水産省動物医薬品検査所長通知）
4. 「動物用医薬品の検定における製造・試験記録等要約書審査制度の導入に伴う留意事項について」（令和元年 9 月 19 日付け元動薬第 1526 号-1 農林水産省動物医薬品検査所長通知）

以上